

令和5年11月定例会

# 請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 目 次

## 陳 情 の 部

陳情一覧表 .....	3
総務教育常任委員会 .....	4
福祉生活病院常任委員会 .....	6

## 陳 情 一 覧 表

### 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 5年－28 ( R5.11.20 )	教 育	危険ドラッグの対策について	4頁

### 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 5年－27 ( R5.11.16 )	福 祉 保 健	精神障がい者の障がい種別の違いによる差別の解消を求める陳情	6頁
福 5年－29 ( R5.11.20 )	福 祉 保 健 生 活 環 境	危険ドラッグの対策に係る意見書の提出等について	8頁
福 5年－30 ( R5.11.20 )	子 ども 家 庭	子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士の増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書の提出について	10頁

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-28 (R5.11.20)	教 育	危険ドラッグの対策について	
<p><b>▶陳情事項</b> 薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、教育委員会等において、子供たちに対し、啓発や教育を実施することを執行部に求めること。</p>			

## ▶陳情理由

報道によれば、東京都小金井市の祭り会場で令和5年11月4日、来場者の男性から渡されたグミを口にした6人が嘔吐するなど体調不良を訴えた。東京都内では10月以降、グミを食べ、体調不良を訴える声が相次いでいる。同月7日にはグミを4個食べた30代男性が一時意識不明となった。病院に搬送されたケースだけでも少なくとも14人に上る。大阪府内でも9月、グミを食べて病院に搬送されるトラブルがあったそうである。

いずれのグミも、配合成分の一つとして、厚生労働省が所持や使用、流通等を規制していない「HHCH」と表示されていたという。「HHCH」は大麻の違法成分「THC」に似せて作られた合成化合物である。

THC（テトラヒドロカンナビノール）

→水素添加誘導HHC（ヘキサヒドロカンナビノール：令和4年3月17日から規制）

→水素添加誘導THCH（テトラヒドロカンナビヘキソール：令和5年8月4日から規制）

→HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール：今回問題になったもの）

報道によれば、厚生労働省の担当者は、「大麻草から抽出された化学物質『THCH』が8月に指定薬物となり、流通等が規制された結果、似たような効果を持つ『HHCH』が広まったのではないかと分析している。

同省関係者は、「一つ取り締まってもすぐに同じようなものが出てくる。いちごっこの状態だ。」と指摘している。

製造時に記載されている成分だけではなく、場合によっては、別のものが添加・混入されているケースも否定できない。健康被害も生じ得る以上、製造や販売の厳罰化、また、同様の薬理作用・人体への影響を有するものを概括的に指定し、販売を禁止するなど抜本的な対策が必要である。

グミといえば、果汁グミやハリボー、ポイフルやピュレグミ等である。そんな中、こんな危険なものが、「グミ」として販売され、しかも、グミなら、一般消費者の「敷居」も低くなるだろう。

とりわけ、子供たちがこんなものに手を出さないように、教育委員会、各学校現場において、薬物乱用防止のための出前講座や授業を実施するなどして、子供たちを守る取組を進めていただきたい。

以上、執行部に対して求めることをお願いし、陳情するものである。

▶**提出者**

足羽 佑太 (倉吉市)

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-27 (R5.11.16)	福 祉 保 健	精神障がい者の障がい種別の違いによる差別の解消を求める陳情	

## ▶陳情事項

現状の社会において精神障がい者に対して障がい種別の違いによる差別があることを認識し、速やかに差別状態を解消し、誰もが公平で安心して暮らせる社会の実現を図ること。

## ▶陳情理由

平成30年9月に鳥取県議会へ次の事項を陳情し、趣旨採択いただいた。

「精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて」

- ・鳥取県内において、身体及び知的障がい者にはハイヤータクシー運賃が1割引となっているが、精神障がい者に対しては適用になっていない。また、県内発着の高速路線バス及び定期観光バス運賃の半額割引についても、精神障がい者は一部の高速路線バス区間のみが割引適用で、その他は全て適用外となっている。他の障がいと同様な制度の適用をお願いする。

その後毎年、関連団体に同様に働きかけているが、令和5年になっても状況は解消されていない。

精神障がい者には、運転免許証を持っていない人が多いため、自家用車で通院や外出ができる人は少なく、交通網の発達していない鳥取県では、移動には日常的にタクシー利用を希望している人が多い。県内では、一部の町で公共交通の補完もあって高齢者と障がい者へタクシーチケットが支給されているが、使用範囲はその町内に限られている。さらに、県外へ行くにも高速路線バスやJRなど公共交通運賃の割引適用がないために遠出する機会も奪われている。

また、精神障がい者は他の障がい者に比べて収入が少ないのが現状である。就労していてもその障がい特性のためフルタイムで働くことが困難な人、働けず障害年金を主な収入として地域で暮らしている人等、経済的なゆとりがない人が多い。

以前は、精神障害者保健福祉手帳に顔写真が添付されていないため本人確認ができないとの理由で、割引の適用外になっていたが、現在は、原則として顔写真を貼付することとなり本人確認も可能で、精神障がい者を割引適用から除外する根拠はもう無くなっている。

昨年、国連障害者権利条約に関して日本に対する総括所見が発表されたが、先進国の中で日本の人権問題の遅れが指摘され、改善が求められている。私たちは、さらにその中でも精神障がい者に対しては、他の障がい者に比べて不条理・不公平が多くみられると感じている。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条では、「国及び地方公共団体の責務」として、「この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」と規定されている。このことから、精神障がい者を障がい者福祉制度から除外することは法の理念・条文に照らして許されない。

以上の理由により、鳥取県では、障がい種別での差別がない県を目指し、そして、精神障がい者に対する差別を是正するよう求める。

▶**提 出 者**

鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 田渕 眞司

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年－29 ( R5.11.20 )	福 祉 保 健 生 活 環 境	危険ドラッグの対策に係る意見書の提出等について	

## ▶陳情事項

- 1 国に対し、薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、抜本的対策を求める意見書を提出すること。
- 2 薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、消費生活センターにおいて、子供たちや一般消費者に対し、啓発や教育を実施することを執行部に求めること。

## ▶陳情理由

報道によれば、東京都小金井市の祭り会場で令和5年11月4日、来場者の男性から渡されたグミを口にした6人が嘔吐するなど体調不良を訴えた。東京都内では10月以降、グミを食べ、体調不良を訴える声が相次いでいる。同月7日にはグミを4個食べた30代男性が一時意識不明となった。病院に搬送されたケースだけでも少なくとも14人に上る。大阪府内でも9月、グミを食べて病院に搬送されるトラブルがあったそうである。

いずれのグミも、配合成分の一つとして、厚生労働省が所持や使用、流通等を規制していない「HHCH」と表示されていたという。「HHCH」は大麻の違法成分「THC」に似せて作られた合成化合物である。

THC（テトラヒドロカンナビノール）

→水素添加誘導HHC（ヘキサヒドロカンナビノール：令和4年3月17日から規制）

→水素添加誘導THCH（テトラヒドロカンナビヘキソール：令和5年8月4日から規制）

→HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール：今回問題になったもの）

報道によれば、厚生労働省の担当者は、「大麻草から抽出された化学物質『THCH』が8月に指定薬物となり、流通等が規制された結果、似たような効果を持つ『HHCH』が広まったのではないかと分析している。

同省関係者は、「一つ取り締まってもすぐに同じようなものが出てくる。いちごっこの状態だ。」と指摘している。

製造時に記載されている成分だけではなく、場合によっては、別のものが添加・混入されているケースも否定できない。健康被害も生じ得る以上、製造や販売の厳罰化、また、同様の薬理作用・人体への影響を有するものを概括的に指定し、販売を禁止するなど抜本的な対策が必要である。

ついては、国に対し、鳥取県議会から、上記について意見書の提出を賜りたい。

グミといえば、果汁グミやハリボー、ポイフルやピュレグミ等である。そんな中、こんな危険なものが、「グミ」として販売され、しかも、グミなら、一般消費者の「敷居」も低くなるだろう。

とりわけ、子供たちがこんなものに手を出さないように、消費生活センターにおいては、啓発を行っていただきたい。  
以上、執行部に対して求めることをお願いし、陳情するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

## 陳 情 文 書 表

## 陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年－30 (R5.11.20)	子ども家庭	子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士の増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書の提出について	

## ▶陳情事項

国に対して、子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書を提出すること。

## ▶陳情理由

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっている。新型コロナウイルス発生から丸3年。「密」を避けることができない保育施設内では、新型コロナウイルス感染拡大期であっても保育の継続が求められ、5類感染症となった今でも、保育関係者は日々の感染予防対策も加わり、心身ともに疲労はピークに達している。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大している。保育所での事故が増大している状況等を踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員と処遇改善が急務となっている。

鳥取県は、保育士人材確保と定着に向けた施策立案の基礎資料にするため、現役保育士、潜在保育士、保育学生らを対象に、実態調査アンケートに取り組み、この秋に結果をホームページで公表した。調査結果では、職務の責任と負担感に見合った給与の改善（現役保育士の約9割）と業務負担の見直し等を訴える意見が最も多く、配置基準を含む労働条件の改善が課題として明らかになった。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、「こども未来戦略方針」を令和5年6月13日に閣議決定した。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、

- 1 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1に改善すること
- 2 4・5歳児の子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善すること

が盛り込まれた。

しかし、その内容については、次の理由から問題がある。

- 1 方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、改善をいつ実施するか明示していない問題  
保育現場の厳しい状況を踏まえれば、改善は迅速に行われるべきである。
- 2 基準の改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定するのではなく、公定価格上の加算での対応となることが、令和5年4月11日の小倉将信こども政策担当大臣による記者会見でも明言されている。加算対応では、全ての施設が対象にならず問題である。

3 さらに改善が求められる問題

今回示された改善項目は、かつて2010年代の「社会保障と税の一体改革」の際に先送りされたものにすぎない。世界の4・5歳児の配置基準では、フランスのパリ市は15対1、スウェーデンのストックホルム市は18対3（実質6対1）等であり、日本の基準は非常に遅れた状況にある。今回の改善提案にとどまらず、さらなる基準引上げが課題である。

4 保育士確保のためにも、その労働条件の改善が求められる問題

基準を改善しても保育士が確保できないとの指摘がある。基準改善を実効あるものにし、各施設で増員を図ることができるようにするため、全産業の平均賃金を下回っている保育士の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善が必要である。こども未来戦略方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題である。

こども未来戦略方針で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進といえるが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要である。

については、鳥取県議会から国に対して、子どものために保育士配置基準の引上げ、労働条件改善による保育士増員及びさらなる賃金引上げを求める意見書を提出することを求め、陳情する。

▶提出者

鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利